

令和2年12月23日

報道関係者 各位

いきいき健康ポイント事業抽選会の実施について

標記のことについて、下記のとおり実施しますのでお知らせします。

記

1. 日 時 令和3年1月8日（金）午前9時から
2. 場 所 島原市役所 2B会議室
3. 内 容 古川市長が市長賞3名の抽選を行います

（事業の概要）

いきいき健康ポイント事業は、20歳以上の市民を対象に、市民が自ら健康づくりに取り組むことを応援するため、健康診査の受診や健康教室への参加、ラジオ体操など市が指定する健康づくりの項目を自宅などで実践して、50ポイント以上貯まった方へ参加賞を進呈し、さらに抽選で島原市特産品を贈呈するものです。

今回は、ポイントカード提出者の中から、島原市特産品の当選者を決めるため、抽選会を行うものです。

※市長賞3名、1等3名、2等86名

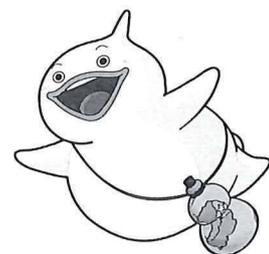
有明海にひらく湧水あふれる 火山と歴史の田園都市



担当：島原市 保険健康課 健康づくり班

担当 園田、土橋

電話：0957-64-7713



島原守護神キャラクター
「しまばらん」

令和2年度

島原市いきいき健康ポイント

～続けよう健康づくり ためよう健康ポイント～

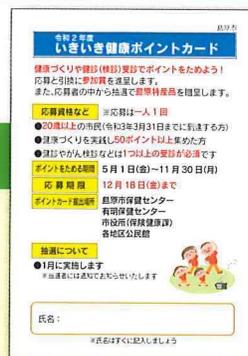


皆さんの健康づくりを応援します!!
健康のために運動に取り組んだり、健診(検診)を受けて
ポイントをためましょう。
抽選で島原市の特産品が当たります。

対象者20歳以上の市民

ステップ1 ポイントカードをもらう

配布場所：島原市保健センター・有明保健センター・市役所（保険健康課）
有明支所・各地区公民館・集団健診（検診）会場など
※市ホームページからダウンロードすることもできます



ステップ2 健康ポイントをためる

ためる期間：11月30日まで

①健診・がん検診を受診して

必須



健診 20ポイント
各種がん検診 15ポイント

②対象の教室や講座に参加して



1講座ごとに 5ポイント

③自己目標に取り組んで



1つの取り組みで
5ポイントまたは 10ポイント
※最大4つまでポイント加算

合計で50ポイント以上をためたら

ステップ3 ポイントカードを提出する

提出期限：12月18日(金)

提出と引き換えに**参加賞**を進呈！

提出場所：島原市保健センター・有明保健センター・市役所（保健健康課）・各地区公民館

抽選で島原市特産品(スペシャルクオリティ商品)を贈呈

自分の健康づくりにご褒美
抽選で**最高1万円の賞品**が当たる！

昨年度賞品例



問い合わせ先 島原市保健センター ☎0957-64-7713

令和2年度島原市いきいき健康ポイント事業実施要領

1. 目的

健康づくりに自ら取り組む意識を促すことで健康づくりの習慣化を図り生活習慣病等を予防するとともに知識の普及・啓発を図る

2. 対象者

20歳以上の市民（令和3年3月31日までに20歳に到達する人）

3. 内容

健診（検診）の受診や健康教室等への参加、市が推奨する自己目標メニューの実践に対しポイントを付与し、50ポイント以上を達成した人へ報奨品を進呈。さらに抽選で島原市特産品を贈呈する。

（1）ポイントカードの配布

- ①希望者に対し、ポイントカードを配布する。ただし、対象者1人につき原則1回の配布とする。ポイントカードを紛失または破損した場合は再発行をすることができる。なお、再発行前に付与した累計ポイントは付与しない。
- ②配布場所は、島原市保健センター、有明保健センター、島原市立の各地区公民館、市保険健康課、有明支所及びポイント対象事業の会場とする。

（2）ポイントの付与

- ①市が指定する次の健康づくりに関する取り組みを実践したのに対し、ポイントを付与する。付与するポイント数については、別表のとおりとする。
 - ア. 各種検診、健康診査の受診
 - イ. 健康増進、及び介護予防を目的とした講座や行事等への参加
 - ウ. 市が推奨する自己目標メニューの実践
- ②上記①のア及びウについては、ポイントカードに対象者自ら日付を記入する。イについては、スタンプを押印する。
- ③ポイントを付与する期間は、令和2年5月1日から11月30日までとする。ただし、健診（検診）については、令和2年4月に受診した分もポイントの対象とする。

（3）ポイントカードの提出と報奨品の進呈

- ①健診（検診）を受け、かつポイントが50ポイント以上貯まったら、必要事項を記入のうえポイントカードを提出してもらい、報奨品を進呈する。
- ②ポイントカードの提出場所は、島原市保健センター、有明保健センター、島原市立の各地区公民館、又は市保険健康課とする。
- ③ポイントカードの提出期限は、令和2年12月18日とする。

(4) 島原市特産品の贈呈

①ポイントカード提出者の中から抽選をし、島原市特産品の当選者を決める。

②各賞については下記のとおりとする。

・市長賞… 3人(10,000円相当の商品)※送料込

・1等… 3人(5,000円相当の商品)※送料込

・2等… 86人(3,000円相当の商品)※送料込

③当選者には、当選通知と商品一覧のチラシを郵送する。当選者から希望商品を保健センターに連絡をもらい業者へ発注、その後、業者から当選者に商品を発送してもらう。

4. 周知方法

- ・広報しまばら5月号にチラシを折込み
- ・市ホームページ等への掲載
- ・公共施設、市内医療機関等にポスターの掲示
- ・記者クラブへの情報提供
- ・各種保健事業にてチラシの配布